

# 請地だより

— 第45号 —

令和元年8月発行

発行

たかさき法律事務所

〒370-0067 高崎市請地町11番地6 2階

TEL.027-325-9123 FAX.027-325-4101

●ホームページURL

<http://takasaki-law.gr.jp/>

●メールアドレス

office@takasaki-law.gr.jp

## 残暑御見舞申し上げます

皆様は世界的に有名なNHKの朝ドラ「おしん」を視聴したことがあるでしょうか。現在はBSで再放送されているようです。

明治後期から大正、昭和の激動期を生き抜いてきた女性の二代記である「おしん」は、令和という新しい時代に入った現代でも通用する教訓に溢れていると感じます。たとえば私が感じた教訓は、自分だけが儲けようとしてはいならない、教育を受けられないこととの悲哀、家族を甘やかすことは特

に甘やかされる方に良い影響を及ぼさない、豊かであってもその豊かさを数世代維持できる家はほとんどない、などです。そして、私を感じた教訓のひとつに、時代と共に価値観が変化することが上げられます。おしんは明治四〇年、概ね二〇年ほど前から始まる話ですが、家族の関係、女性や子どもや労働者の権利、戦争に対する意識など、様々な点に関する価値観が現代とは相当異なります。明治四〇年の時点では、七歳の子ども



弁護士 長井 友之  
 弁護士 栗原 秀和  
 弁護士 田島慎太郎  
 弁護士 佐藤 亮  
 弁護士 飯野 豪  
 弁護士 並木 駿介  
 弁護士 羽鳥 正靖  
 事務局 武井 智子  
 広木 朋子  
 堀内 敦子  
 藤橋 こずえ  
 吉田眞樹子  
 森 宏子  
 堀 哲也

を小学校に通わせずに米一俵と引き替えに二年間子守奉公に出すなどという現代の価値観からは到底理解できないことが社会に受け容れられていません。

価値観の変化については、たとえば私個人としては、平成の後期になってから失敗した人に対する非寛容という価値観が急速に拡大したと感じています。この原稿は七月二二日に書いておりますが、マスコミでは芸人の間営業問題が盛んに取り上げられており数人の大物芸人が姿を消すと共に攻撃対象が所属事務所に移りつつあるという情勢です。反社会的勢力の排除は日本社会全体で取り組むべき課題でありその重要性を否定するものではありませんが、間違ったことをしてしまった人を、大勢が寄り集まって再起不能になるまで痛めつけ追放する、それが本当に正しいことなのか今一度立ち止まって考えてみるのも良いのではないのでしょうか。

価値観の変化を強調してしまいました。が、弁護士の業務に照らしてみれば、弁護士の使命が「基本的人権の擁護」と「社会正義の実現」（弁護士法第一条）であることは変わらないうし、私としては依頼者を護ることが最優先であるという意味において構造上「基本的人権の擁護」が先である点も変わつてはならないと考えています。弁護士の使命を全うし皆様のご期待に応えられるよう事務所スタッフ共々全力で頑張つて参りますので、どうか今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

弁護士 田島慎太郎



# 未成年者の雇用

弁護士 佐藤 亮

夏休みも終盤ですが、戸外から子ども達の楽しそうな声が聞こえてきます。宿題は終わったのでしょうか。本稿をお読みの方の中には未成年者を雇用されたり、お子様がアルバイトを経験されたりした方もいらっしゃるかも知れません。未成年者の雇用には成人とは異なる規制もあり、違反した場合には懲役や罰金の罰則もありますので、簡単にまとめてみました。

## 第一 未成年者に対する

### 特別な保護の理由

未成年者、(以下、満二〇歳未満の者を「未成年者」・未成年者のうち満一八歳未満の者を「年少者」・年少者のうち満一五歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの者を「児童」とします。)は、成人と比べて肉体的・精神的に未熟であり、保護が必要なため、民法や労働基準法(以下「労基法」といいます。)において成人とは異なる特別の規制が行われています。

## 第二 具体的な規制

### 一 未成年者について

未成年者であっても、労働契約は本人と締結します(労基法第五八条)。親権者等は、未成年者に代わって労働契約を締結することは出来ません。親権者等が、未成年者を食い物にするような労働契約を締結できないようにする

ためです。

親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合には、将来に向かつてこれを解除できます(労基法第五八条二項)し、未成年者が労働契約を締結するのは法定代理人(親権者等)の同意が必要ですから(民法第五条)、親権者等による保護(コントロール)が可能になっています。

賃金は、未成年者本人に支払う必要があります(労基法五九条)。これも、親権者等が未成年者を食い物にすることを防止するためです。

### 二 年少者について

(一)年少者を雇用する場合、使用者は、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければなりません(労基法第五七条一項)。

(二)労働時間は一日八時間・一週四〇時間で、原則として、これらを超えて働かせることはできません(労基法第六〇条一項)。

しかし、以下の例外があります(労基法第六〇条三項)。  
①一週間の労働時間が四〇時間を超えない範囲内において、一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に短縮する場合において、他の日の労働時間

を一〇時間まで延長すること。

②一週間について四八時間以下の範囲内で、一日について八時間を超えない範囲内において、一か月単位の変形労働時間制又は一年単位の変形労働時間制(労基法第三二条の二又は第三二条の四及び第三二条の四の二)により労働させること。

(三)年少者を深夜(午後一〇時から午前五時)に働かせることは、原則として禁止されます(労基法第六一条一項)。

ただし、交代制で働く一六歳以上の男性について、行政官庁(労働基準監督署)の許可を受けて、午後一〇時三〇分まで労働させ、又は午前五時三〇分から労働させることができます(労基法六一条一項ただし書、同条三項、農林水産業・保健衛生業・電話交換の業務について、さらに例外があります(同条四項))。

(四)年少者は、安全、衛生及び福祉の見地から危険有害と認められる業務や坑内労働への就業が禁止されています(労基法六一条・同法六三条、年少者労働基準規則第七条・第八条)。

年少者は、発育過程にあり、危害を十分に自覚できないからです。上記規定では、危険・有害な業務、重量物を取り扱う業務等、禁止される業務が具体的に・詳細に記載されています。

### 三 児童について

(一)使用者は、満一五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、原則として、その者を使用することはできません(労基法第五六条一項)。義務教育期間中の児童を保護するためです。

例外として、一定の事業(労基法別表第一第一号から第五号)以外の事業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁(所轄の労働基準監督署長)の許可を受けて、満一三歳以上の児童をその者の就学時間外に使用することができます。映画の製作又は演劇の事業については、満一三歳に満たない児童でも、同様とされています(労基法第五六条二項)。

(二)使用者は、使用する児童について、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付ける必要があります(労基法第五七条二項)。

就労体験は、子どもにとつて、未知の社会と関わり、大人の世界を垣間見ることのできる貴重な体験です。また、人手不足と言われる中、今後、未成年者が貴重な労働力となる可能性もあります。

未成年者の雇用がクローズアップされる日もあるかも知れません。

## 寄稿

信託を一部無効とした  
判決

東京地裁平成三〇年九月二日

司法書士 金子 博

ここ二年くらい「家族信託」という言葉を耳にします。信託には他にも「商事信託」「公益信託」など様々な使い方がありながら、恥ずかしながら資格者でありながら、信託について深く理解していません。寄稿することを機会に信託について触れてみようと、自分への戒めも込めた次第です。

さて、冒頭で挙げた「家族信託」ですが、紹介のされ方が「相続のイノベーション」、「遺留分が消える」など刺激的でした。信託法九一条では、受益者の死亡により受益権が消滅して、他の者が新たな受益権を取得するとなっています。難しいことは考えませんが、例えば生命保険。相続において生命保険金は受取人の固有の権利のため、相続財産にあたりないとされています。生命保険自体が特別受益であれば別ですが、原則として、遺留分算定の基礎には含まれませんし遺留分減殺の対象とはなりません。信託法九一条の「他の者が新たな受益権を取得する」を一つの根拠として、生命保険と同じように考えるようです。「受益者連続信託」といった枠組みを使います。たとえば、不動産を継がせたいが遺留分減殺請求が心配だ、「受益者連続

信託」の枠組みで何とかなるのではないか、ということですが、

夢のような枠組みですが、一方で遺留分制度の潜脱です。平成三〇年、この枠組みを利用した信託が遺留分制度の潜脱であり、公序良俗に反して無効の判決が出ました。控訴されていますので今後変更される可能性があります。事案も複雑なため、詳細が知りたい方は二〇一九年vol.11「信託フォーラム」を参照下さい。私が驚いたのが公序良俗違反です。それも、司法書士が枠組みをした民事信託（契約）の一部が無効となってしまったのです。主観ですがこの公序良俗違反は、水戸黄門の印籠のような伝家の宝刀であり、契約自由の原則の観点からは諸刃の剣でもあります。これまでの判例でも簡単には出さないものとなっていました。不動産を継がせたいため司法書士に相談、遺留分減殺を避けるために信託を提案、その一部が無効となってしまう、聞いただけで心にフタをしたくなります。この判例を挙げるのと信託の枠組みを否定しているようですが、信託の種類は豊富であり、今回挙げた受益者連続信託も平成三〇年の判例を念頭に置きつつ、遺留分を配慮すればとても良い枠組みです。ただ、新しいもので判例理論が確立されていないため、注意が必要だと思いました。

## 寄稿

## 改正債権法の保証に関する改正事項

弁護士 羽鳥 正靖

改正債権法（以下「新法」といいます。）が、一部を除き、令和二年（二〇二〇年）四月一日から施行されます（公証人の保証意思の確認手続に関する規定は同年三月一日から施行されます）。今回の寄稿では保証に関する改正事項について簡単に紹介します。

保証の基本的な内容については、解釈の明文化のほか様々な改正がされました。新法四五八条は、民法四一条を準用し、連帯保証人に対する履行の請求・免除について、原則として主債務者に対し効力を生じない変更しています。時効管理に注意が必要です。

また、保証人保護の観点から情報提供義務が新設されました。具体的には、新法四五八条の二で、委託を受けた保証人の請求があったときは、債権者は、主たる債務の履行状況に関する所定の事項について情報提供しなければなりません。また、新法四五八条の三で、個人保証の主債務者が期限の利益を喪失した場合、債権者は、そのことを知ったときから二箇月以内に、保証人に対しその旨を通知しなければならず（同条一項）、保証人に対しては通知をするまでに生じた遅延損害金を請

求できない（同条二項）とされました。さらに、新法四五八条の一〇では、個人保証で、事業のために負担する債務を主債務とする保証契約やこれを主債務の範囲に含む根保証契約については、その委託をする主債務者は、自己の財産及び収支の状況に関する情報を委託を受ける者に対して提供しなければならずとされました（同条一項）。主債務者の義務違反により保証人が誤認して保証契約をし、かつ債権者が主債務者の義務違反を知り得た場合には、保証人は保証契約の取消しができます（同条二項）。債権者としては情報提供義務にも注意を払う必要があります。

さらに、根保証契約についても、極度額と元本確定事由等に関する規律の適用対象が個人根保証全般に拡大されています（新法四六五条の二・四六五条の四・四六五条の五）。

これに加えて、個人が安易に保証人になることを防止するため、公証人による保証意思確認の手続が新設されています。具体的には、新法四六五条の六・九は、事業のために負担した貸金等債務を主債務とする保証契約やこれを主債務の範囲に含む根保証契約について、一定の例外を除き、公証人が保証人にならうとする者の保証意思を事前に確認しなければならず、確認手続を経ない保証契約は無効となる旨が規定されています。

# 新しい時代令和を迎えて

長井 友之

平成と共に歩んできた弁護士人生を振り返ります。弁護士登録後の約一五年間は法律実務能力の研鑽と実績造りに明け暮れていました。「勝てる」弁護士として、依頼者層の信頼を獲得するために猪突猛進をしていた感があります。開業一〇年を経た頃から、法律事務所経営者として、安定した法的サービスを提供するための仕組み作りに取り組みました。最近の一〇年間は、法律事務所としてのブランドの確立と人材造りに留意してまいりました。令和という新たな時代を迎え、当事務所がどのように羽ばたくのか(私の夢は実現できるのか)、若干の心配もありますが、大きな【楽しみ】であります。

栗原 秀和

「令和」の典故が万葉集だったことから、書店では万葉集関係の本を良く見かけます。万葉集には、魂を題材とする歌が多くあります。例えば、恋をする魂が抜けて恋人のところに行ってしまうのです。当時の人々は、魂が抜け出さないよう身体につなぎ止めるための紐(玉の緒)があると考えていました。このような考え方は、「たまげた」(魂が消える)という言葉にも残されています。科学がどれだけ発展しても、私たちは、心のどこかで、魂を信じる心情を持っているようです。全てをデータに還元して分析すれば人間が分かるかと考える人こそ、万葉

集を読んで欲しいですね。

田島慎太郎

中学校でPTAに関わらせていただいているせいか、ようやく子どもの教育について真面目に考えるようになりまし。多くの中学生にとって高校受験は避けて通ることができない壁であり、自らの力で乗り越えなければなりません。その一方で、受験のために少くない時間とエネルギーを割いてきた身としては、その費やした時間とエネルギーがその後の人生においてどのような意味を持ったのか、といったことを考えざるを得ません。令和の時代に学歴がどの程度意味を持つのか、これからの子どもたちが受験の過程にどの程度の意味を持たせることができるだろうか、最近真面目にそんなことを考えています。

佐藤 亮

本年五月一日から、「令和」が始まりました。皆様はどのようにお感じでしょうか。「元号」については、いろいろな考え方や意見があるところですが、私は、新しい時代の始まりを素直に喜び、心機一転、新しいことを始めたい気分です。

平成の始まりは、世間のムードも明るいものではなく、非常に敵かなものだったと記憶しています。私自身も、大学受験直前で、決して明るい気分ではありませんでした。平成から令和の改元は、明

るく、お祭りのようなムードだったと思います。このような改元も良いものだなと、感じました。

時間の流れは、人の思惑とは無関係に、ただ進んでいき、ともすれば、無為に過ぎてしまうものだと思います。人為的に時代を区切り、時間の流れを意識することは、意味のあることであり、必要なこととも思っています。

時代に取り残されず、「令和の弁護士」を目指します。

飯野 豪

令和元年を迎えるにあたり、「挑戦し続ける」という新たな目標を掲げました。よく聞くお話ですが、障壁は成長の機会だと考えておりますので、覚悟を新たにしました次第です。

一つの挑戦をご報告しますと、第四五回高崎まつりにおいてもなし・花火警備部門長を仰せつかりました。慣れないことばかりで悪戦苦闘しましたが、いかに来場者にご満足いただけるような設営を行えるか検討してマネージするという経験は、日々の業務にも相通するものがあると感じています。本ご挨拶の執筆中は祭りに向けての準備が本格化している段階ですが、本書発行時までには今回の経験を整理して自分なりに消化できればと思います。

令和という新時代におきまして、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

並木 駿介

今年梅雨が長く、いまひとつすっきりしない日が続いておりますが、皆様いかがおすごでしょうか。さて、本年五月から、新元号「令和」

が始まりました。

平成元年生まれの私としては、平成が過去の時代になってしまったようで、少し物寂しさを覚えます。と同時に、私にとっては、三〇歳となる節目の年なのですが、不本意ながら、体力の衰えを実感することが多くなってきました。

先日の弁護士会野球部の練習試合では、三塁線際のサードゴロを一塁に送球しようとして足を踏ん張った際にハムストリングに痛みを覚え、あえなく途中交代となりました。

怪我で仕事に支障を来すことのないよう、己の限界を弁えて、草野球を楽しみたいと思います。

皆様もどうかご自愛ください。

羽鳥 正靖

令和「元」年とある意味年始めになりますので、新しいことを始めてみたいと思うのが人情？ではないでしょうか。私は先日人生初のラジオ出演を果たしました。七月八日(月) 一九時〜一九時三〇分のまえばしCITYエフエムの「前橋と我らのブルース」という番組にゲスト出演しました。「やってしまったな」と思ったことは、話が上手く膨らまず放送に間ができてしまったことです。リスナーさんに楽しんでもらえるように、会話を膨らませる方法も上達させないかなと思った次第です。とりあえず私の最も好きな曲の一つである sakanaaction のアドベンチャーをフルで流していただいたので非常に満足しました。

夏の暑さは厳しいですが、皆様も水分をしっかりと取ってお身体を大事になさって下さい。